

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成25年9月3日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 報告事項

報告第1号 平成25年度教育費補正予算について

報告第2号 平成25年度学校給食共同調理場運営委員の委嘱について

報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

報告第4号 平成25年度白井市教育委員会事務事業点検・評価委員の選任について

7. その他

・平成25年度事業仕分け判定結果について

○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 石垣 裕子

教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長 田代 成司

教育総務課長 五十嵐 孝明

生涯学習課長 笠井 喜久雄

文化課長 黒澤 博史

書記 伊藤 祐子

○委員長開会宣言

○石亀委員長 それでは、これから平成25年第9回白井市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名です。

議事日程について、本日、報告第4号「白井市教育委員会事務事業点検・評価委員の選任について」が提出されましたので、日程に追加いたします。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 会議録署名人の指名をいたします。石垣委員と小林委員をお願いいたします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 それでは、第7回及び第8回会議の会議録の承認を行います。訂正がありましたら、お願いいたします。特にないでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、次に進みます。

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員から報告がありましたら、お願いいたします。

○高城委員 先月、8月30日に四街道市で行われた第21回印旛郡市女性教育委員交流会に石亀委員長と石垣委員と3人で出席いたしました。19人の女性委員が参加いたしました。他市との情報交換ができて大変有意義な交流会でした。

○石亀委員長 女性委員の交流会はそれぞれの市町村の現状の意見交換等があつて、皆さん、市町村の教育委員会自慢などがされていて、とてもいい情報交換だったと思います。

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○教育長報告

○石亀委員長 米山教育長から報告をお願いいたします。

○米山教育長 それでは、前回の教育委員会議以降の報告をさせていただきます。

8月9日、市の教職員組合との面会をいたしました。要望書が提出されており、後日、回答することになっております。12日、北総線運賃問題対策協議会に出席いたしました。皆さん新聞等でご覧になっていると思いますが、シンクタンクから上がってきた北総開発鉄道の経営状況についての報告書が上がっております。北総線運賃問題対策協議会では、報告書を受けて今後どのような対応をするかというのが今後の会議の中で決定していくこととなります。17日、18日、事業仕分けがありま

した。開かれた学校づくり事業、特別支援教育事業、教育相談事業、特色ある学校づくり支援事業、適応指導教室事業について行われました。今後の市教委の対応については、また協議をさせていただきます。20日、社会福祉協議会、ボランティア協議会主催の福祉サマースクールの開校式がありました。市内に住んでいる子ども達が4日間福祉体験をいたしました。小中高の福祉体験ということでキャリア教育の一つになるのかなと思いました。同日、七次台中学校時代にハードルで全国で1位をとった旧姓川上小百合さん、現在は結婚されて田井さんという姓になっているんですけども、デフリンピックという世界大会がありまして、そこで銅メダルをとったということで表敬訪問に来てくださいました。筑波大学院生のときに急性的に耳が聞こえなくなってしまうということです。記録に挑戦していたとき、その最中に耳が聞こえなくなってしまうという話をされていました。現在は九州にお住まいですが、ぜひ白井の子ども達にも話を聞いてもらいたいと思ひまして、立春式等でお話をしてもらえませんかということをお願いしました。

24日土曜日、文化会館中ホールで郡市民体育大会の閉会式に委員長と出席いたしました。翌日、ミニバスケットの交流大会が桜台小学校で開催されました。この日は涼しく、子ども達は元気に頑張っていました。9月1日日曜日にスポ少の秋季交流大会が運動公園で開催されました。ミニバスもスポ少のうちの1つですけど、団員数が減っているということです。よくスポ少の監督が言っていますが、世の中のルールを守ろうと、ボールを打って3塁から走らないだろうと、1塁から走るといのはみんながルールを守っていることで、社会のルールも一緒に、守れるはず、挨拶もできるはずというような話をしています。スポーツを通じてルールを守る、監督さんはよく言っています。スポ少のよさ、いいところがたくさんありますので、ぜひスポ少の宣伝方々、PRをお願いしたいと思っております。

昨日議会が開会いたしました。補正予算と一般質問があります。太陽光発電、通学路の安全対策、学校給食の食物アレルギー対策、学校図書機能の充実の5件の一般質問が出ております。なお、昨日の議会で、高城委員の教育委員の再任について上程があり可決されました。また4年間ご活躍をお願いしたいと思っております。私からは以上です。

○石亀委員長 ただいまの委員報告、教育長報告について、質問がございましたら、お願いいたします。特になければ、先に進みます。

○石亀委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りいたします。

報告第3号「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人に関する情報であるため、非公開がよろしいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、非公開といたします。

○報告第1号 平成25年度教育費補正予算について

○石亀委員長 それでは、これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

報告第1号「平成25年度教育費補正予算について」。補正予算については8月の教育委員会議で審議いたしました。その後、新たに補正を要する事業が出ましたので、その内容を報告させていただきます。

まず、ナンバー1、文化課の内容について説明をお願いいたします。

○黒澤文化課長 それでは、報告第1号でございますが、文化課の補正予算についてご報告申し上げます。文教施設災害復旧事業に要する経費、補正額は834万2,000円でございます。補正理由でございますが、7月27日に発生しました落雷によりまして、文化センター内の図書館棟のほうでございますが、空調用自動制御機器が8基あるんですけども、そのうちの3基が落雷により故障しております。現状は応急復旧しております、手動により行っております。あと照明制御機器が故障したため、本工事を行うために補正をお願いするものでございます。今回は、まだ工事が終了しておりませんので、歳入のほうはまだ確定しておりませんが、補正額のうち約25%、建物損害保険に入っております、そちらのほうで200万円強については補てんする予定になっております。あと差額が六百数十万円出るわけでございますが、それにつきましては、災害ということで国から特別交付税措置されることになっておりますので、市のほうの一般財源は発生しないと、そのようなことになっております。以上です。

○田代教育部長 続きまして、学校給食共同調理場の補正についてご報告いたします。廃棄物委託料としまして58万9,000円を補正するものでございます。これは給食残滓のうち、ご飯、パンの処分について、本来事業主である給食センターで処分を行うために所要額を補正したものでございます。年度当初、生ごみの積算で53トンを見込んでおりましたけども、今後、1年間考えて73.7トンが見込まれるために、不足する20トン余りの処分料を計上するものでございます。次に、一般会計の繰入金補正です。112万6,000円の減額補正になります。人件費の減額という形で、委託料の廃棄物処理料の増額補正に伴って一般会計の繰入金の減額を補正するものでございます。人件費の補正額171万5,000円と廃棄物処理委託料の補正で58万9,000円の、合計しまして112万6,000円を減額補正するものでございます。以上です。

○石亀委員長 最初の文化課の黒澤課長からご説明いただきました内容について、質問がありましたら、お願いいたします。

○石垣委員 天災ということでやむを得ない部分もあったかと思うんですけど、過去にこのような落雷による修繕を要する事例があったかどうかお伺いします。

○黒澤文化課長 平成6年に文化センターがオープンしておりますので、その間は特に聞いてないので、初めてだと思います。

○石垣委員 わかりました。今回は保険と国からの災害補助金により市からの支出はないということですが、たびたびこういうことが起こるようであれば、その対策も含めて考えなくてはいけないのかなと思ったんです。落雷による被害とか、そういうのを避けるという対策も今後検討していっ

たほうがいかなと思ったので、質問させていただきました。以上です。

○黒澤文化課長 避雷針のほうは現在あります。技術的なことは難しいんですけど、私が聞いている範囲内ですと、雷はプラスとマイナスがあって、マイナスの場合にはほとんど避雷針で呼び込んで逃がすことができるらしいんですけど、プラスの雷の場合には避雷針には落ちてくれなくて建物に落ちる確率が高いということを聞いておりまして、今後どうしていくかというのはまたいろいろ資料とかインターネットで確認しながら対応していきたいと思います。

○石垣委員 白井市はたまたま竜巻とかそういう被害はないですけども、このところ、異常気象がすごく報道されていますので、今後検討していただければと思います。

○石亀委員長 ほかにありますか。それでは、文化課の補正予算については以上でよろしいでしょうか。それでは、田代部長から説明いただきました学校給食共同調理場の件、続けて何か質問がありましたら、お願いいたします。

○高城委員 給食の残滓の件ですけども、当初見込んだ予算よりも増えているというのは、残す子どもが多いのですか。

○田代教育部長 ご飯とパンの残滓につきましては、昨年度までは業者が引き取りをしてくれましたが、本年度より業者のほう引き取れないということで、ご飯とパンの残滓約20トン余りの、予算的に足りなくなったということです。

○石垣委員 業者さんが引き取れなくなった理由は何ですか。

○田代教育部長 本来であれば給食センターで処分するのが通常なんですけど、去年まではサービスで納入業者が引き取ってくれていましたが、業者のほうからできないということで、本年度から給食センターで処分するという形になりました。

○石垣委員 今後は、この金額が上乗せして計上されていくということになっていくわけですね。

○田代教育部長 来年度以降につきましては、パン、ご飯を含んだ生ごみの量がわかりますので、来年度予算については上乗せをして予算請求する形をとります。

○石亀委員長 ほかにいかがでしょうか。それでは、学校給食共同調理場のナンバー2とナンバー3についてほかに質問がないようでしたら、こちらで報告第1号について終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、報告第1号について終わります。

○報告第2号 平成25年度学校給食共同調理場運営委員の委嘱について

○石亀委員長 報告第2号「平成25年度学校給食共同調理場運営委員の委嘱について」報告をお願いいたします。

○田代教育部長 報告第2号「平成25年度白井市学校給食共同調理場運営委員会の委嘱について」。白

井市教育委員会は、白井市学校給食共同調理場設置条例第4条の規定により、白井市学校給食共同調理場運営委員を別紙のとおり委嘱する。平成25年9月3日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

理由については、本案は、白井市学校給食共同調理場運営委員の任期満了により、新たに委員を委嘱するものでございます。委員の改選につきましては、1号から5号委員は各選出区分に係る選出団体からの推薦により選任しております。また、1号委員につきましては、学識経験者として、4期目になります齋藤さんをはじめ、また、2期目になります八木さん、川岸さんを委嘱し、専門的な立場からのご意見をお願いするものです。また、共同調理場の運営等に広く市民からご意見をいただくため、6号委員として倉敷さんを委嘱するものでございます。3号委員の青龍さんにつきましては、経験年数が長くなっておりませんが、今回は新たに市民公募委員1名及び小中学校長と教頭の人事異動による、5号委員の改選などにより、新たな委員が全体の6割となり、給食費の改定や支払督促制度等の審議内容を理解している委員が少なくなってしまうため、継続をお願いするものでございます。以上です。

○石亀委員長 ただいまの報告第2号について、質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。それでは、報告第2号について終わります。

○報告第4号 平成25年度白井市教育委員会事務事業点検・評価委員の選任について

○石亀委員長 それでは、報告第4号「白井市教育委員会事務事業点検・評価委員の選任について」報告をお願いいたします。

○五十嵐教育総務課長 報告第4号「白井市教育委員会事務事業点検・評価委員の選任について」。白井市教育委員会は、白井市教育委員会事務事業点検・評価委員を別紙のとおり選任したので報告する。平成25年9月3日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。事務事業点検・評価の委員ですけれども、教育委員さんと学識経験2名ということで行っております。1名が湯浅勝雄氏、前回に引き続きになります。もう一名が今年新たに野田桃香氏をお願いするものです。以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの報告について、質問がありましたら、お願いいたします。

それでは、質問がないようですので、報告第4号については終わります。

非公開案件 ○報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 そのほか、何かございましたらお願いいたします。

○田代教育部長 それでは、事業仕分けの判定結果についてでございます。一覧でお手元に資料がいつているかと思えます。生涯学習課で5事業、文化課で1事業、学校教育課で8月17、18日に4事業と、事前研修で1事業実施しておりますので、学校教育課は合計5事業になります。

判定につきましては、見ていただいたとおり、17日の第1会場では青少年女性センター管理運営

事業、第2会場では教育相談と適応指導教室事業がありました。18日につきましては、西白井複合センターでの公民館事業、放課後子どもプラン事業、第2会場では特別支援教育と特色ある学校づくり事業がありました。このほかに、7月に行われた事前研修で、開かれた学校づくり支援事業がありまして、要改善という市民判定人の結果でした。要改善と出てきている事業がほとんどなんですけども、来年度以降どうしていくかという、どのように改善していくかということについては今後教育委員会で協議をさせていただきます。

○石亀委員長 その他、ありますでしょうか。

○笠井生涯学習課長 平成25年度白井市学校プール入場者数の集計表でございます。白井第一小学校から南山小学校まで6校プールをオープンしました。14日間で合計が4,023人です。1日平均14日で6校で割りますと、約290人が参加しております。昨年度は同じく6校14日間で4,896人でしたので前年よりも873人減少しています。1日平均しますと、昨年度は350人ぐらいですから約60人が減少している、こういう状況です。このほか、プールの事故等はございませんでした。

参考までに、市民プールは昨年度6万3,208人ということで、過去最高の入場者数がございました。今年は7月のオープンから9月1日現在で6万3,671人です。昨年度の最高記録を今年は9月1日現在で463人上回っています。以上です。

○石亀委員長 何か質問がありますでしょうか。それでは、他にありますか。

○田代教育部長 生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度の影響についてということについて資料をご覧ください。前回の教育委員会議で、生活保護法の改正によって補助関係についてどのような影響が出てくるのかというお話がありましたので、報告させていただきます。まず、生活保護の仕組みというところで、補助が受けられる場合につきましては、最低生活費というのが決められていて、家庭全体の全収入の足りない部分を生活保護費で賄います。最低生活費が20万としたときに、一家の総収入が10万あれば、残り10万が生活保護費として支給されるという仕組みになっています。それと、本市の就学援助についての基準でございます。要保護については、生活保護法に基づく要保護者を要保護といっています。準要保護につきましては、生活保護法に基づく、保護の廃止になった場合、2番の市民税の非課税・減免になった場合。あとは、ウの国民年金、エの健康保険法に基づく保険料、オの児童扶養手当、カの貸付の部分、アからカに当てはまらない場合は、キの民生委員さんの調査を踏まえて教育委員会議で審査をするというのがあります。生活扶助費の基準の見直しにおいて、どのような影響を受けるかということについて説明いたします。(1)番で、生活保護でなくなる場合をモデルとしております。例えば都市部に住んで、夫婦で子どもが2人いる場合。現行では、生活扶助費が22万2,000円、住宅扶助が4万7,000円、教育扶助が1万3,000円で28万2,000円が補助対象になりますけども、改正後については、生活扶助が下がって20万2,000円になって、合計が26万2,000円になります。従って、全体の収入が月27万円あれば、生活扶助が受けられなくなるということになります。現行だったら受けられるんですけど、変わったら受けられないという形になります。この場合につきましては、本市の場合は、生活保

護法に基づく生活保護の停止、廃止にあたりますので、準要保護の規定に当てはめて補助をする形になります。続きまして、同じような形で（２）番になります。非課税世帯ではなくなってしまうという場合があります。これにつきましては、２５年度については影響がないんですけど、２６年度以降については、まだ検討するとはか出ていませんので、その場合につきましては、先ほどの基準のキの家庭調査をしてどうなっているかで審査をかけるという形の状態で、準要保護を認定するかどうかという形になります。

○米山教育長 最後のところに税制改正で非課税世帯等でなくなる場合、例えば、非課税世帯であったけれども、課税世帯になることによって準要保護でなくなった場合は、税制改正によるものなので家庭状況調査を実施する必要があるかどうか。今までも税制改正があるごとに家庭状況調査をしていなかったし、税制改正がどっちへ動くかわからないので、反対に非課税世帯が多くなる場合もあり得る。税制改正の場合は特段に家庭状況調査をする必要がなく、税制改正後の非課税世帯について準要保護として就学援助をすればいいのではないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○石亀委員長 この準要保護制度の認定についての備考欄について、１から６まで、今の基準ではその他ということになってくるわけですね。

○田代教育部長 その他の部分になったときに、その他にはいろいろ生活が困窮しているとかあるんですけど、その他の部分で前年度非課税世帯のためという一文を入れて、提出していければ、翌年は準要保護として認定することができるという認識です。

○米山教育長 もう１回確認するけども、生活保護の廃止、停止は準要保護で認定をします。準要保護であった者が準要保護の廃止、停止になった場合については、調査をしません。その他の案件というのをどのような扱い方をしているかという、ペーパーの中のアからキまであって、キは一般的に当該児童生徒の居住している民生委員の推薦、または学校生活上、校長が見て、著しく服装であるとか、生活状況を勘案して準要保護制度の該当ということで、行政からキを申請するのは、申請者イコール申請を認定するものになるので、するとすれば、調査するのではなくて、当該児童生徒の保護者が、昨年までは準要保護であったが、生活保護法の改正に伴って準要保護の認定から外れた、税制改正により認定から外れたが、生活状況は変わらないのでということを生民委員に相談してもらい初めて教育委員会のほうに申請をされるので、積極的に教育委員会として家庭状況調査をして、誰が推薦するのはわからないけど、認定者が推薦するというのは法律上あり得ないので、その辺はあくまでも非課税世帯から課税世帯になった世帯の者が地域の民生委員等に相談をするのが通常じゃないかと思います。行政として家庭状況調査を実施するのは難しいのではないかなと思いますけども、どうですか。

○田代教育部長 申請があつて初めて調査します。

○米山教育長 教育委員会として家庭調査をするのではなくて、各家庭、世帯から申請があつて初めて調査を実施する、認定基準、税制改正による変更があつたからといって、該当する、該当しないを含めて、審査のための調査はしないと。ただ、電話等で、去年まで準要保護だったんだけど、生活保護の改正または税制改正に伴って準要保護の認定が取り消しされたのでどうしたらいいですか等の相談があつた場

合は、地域の民生委員に相談してくださいということで、民生委員が家庭状況、生活状況等をそこで調査して、行政のほうに申請書を上げてくると思います。相談があった時は単純に断るのではなくて、民生委員に相談してくださいということで話をしてください。

○石亀委員長 今後若干状況が変わってくることもあるということですね。何か質問はありますか。

○田代教育部長 全国学力・学習状況調査の結果の取り扱いについてご報告します。8月末に全国学力・学習状況調査を全小学校6年生と中学3年生、4月に行った結果がまいりました。その取り扱いについて、今年の3月の教育委員会議で協議されました資料ですけれども、確認の意味で報告させていただきます。市の結果については、センター室のホームページで公表いたします。ただし、内容につきましては、10月の教育委員会議に内容をお諮りしますので、それを載せます。学力状況調査、いわゆる国語と算数の点数については、数値は公開しないでレーダーチャート方式にて公表していく。あとは、総括したものを文章で公開する。学習状況調査といたしまして、例えば何時間勉強していますかとか、テレビを見る時間は何分ですかについては、数値をある程度グラフに入れて公表していく。学校につきましては、個人に対しては個票を配布します。学校の結果を学校だよりとかホームページ等を使い文章にて公表します。学習状況の平均点については、学校間の格差を生むために公表しない。そのかわり、例にあるとおり、こういう部分が弱いのでこういうところを伸ばしたほうが良いというように文章での公表となります。学習状況調査の一部分については必要に応じて公表することもあります。時期については10月になります。個票については、子ども通じて、中学校区で同じ時期に、9月中旬までに返却するようにいたします。以上でございます。

○米山教育長 全国、県が、うちの外側にいるか、中側にいるかわからないけれども、それも一緒に出すと。国語が何点、算数が何点という形では公表しないと。わかりました。

○石亀委員長 他に何かございますか。

それでは、特にないようですので、以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次回の定例会議は、10月1日火曜日となります。本日はお疲れさまでした。